

(目的)

この法律は、貸付信託の受益権を受益証券に化体するとともに、受益者の保護を図ることにより、一般投資者による投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に必要な分野に対する長期資金の円滑な供給に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「貸付信託」とは、一個の信託契約に基いて、受託者が多数の委託者との間に締結する信託契約により受け入れた金銭を、主として貸付又は手形割引の方法により、合同して運用する金銭信託であつて、当該信託契約に係る受益権を受益証券によつて表示するものをいう。

第三条 信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項（免許）の免許を受けた者をいう。）又は信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けた金融機関をいう。次項第十一号において同じ。）は、貸付信託に係る信託契約については、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた信託契約に基づいて、これを締結しなければならない。

二 信託契約の締結の際の信託財産の額に関する事項
三 受益証券に関する事項
四 委託者及びその権利義務の承継に関する事項
五 信託の収益の計算の時期及び方法に関する事項
六 信託の元本及び収益の管理及び運用に関する事項
七 信託の元本の償還及び収益の分配の時期、方法及び場所に関する事項

八 当該信託契約に基く信託契約に係る信託財産の合同運用に関する事項
九 前号に掲げる信託財産と他の信託財産との分別運用に関する事項
十 信託契約期間、その延長及び信託契約期間により元本の補てんを行ふ旨の信託契約の締結の規定中の解約に関する事項

十一 信託業務を営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条（損失の補てん等を行う旨の信託契約の締結）の規定により元本の補てんの契約をする場合においては、その割合その他これに関する事項

十二 信託報酬の計算方法並びにその支払の方

十三 信託契約の変更に関する事項

十四 当該信託会社等における公告の方法

十五 その他公益又は受益者保護のため必要かつ適当であると認められる事項で内閣府令で定めるもの

十六 信託法（平成十八年法律第百八号）第九章の規定は、貸付信託については、適用しない。

十七 信託契約の変更に関する事項

十八 信託の元本の償還及び収益の分配の時期及び場所

十九 信託報酬の計算方法

二十 信託契約期間

二十一 信託業務を営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条（損失の補てん等を行う旨の信託契約の締結）の規定により元本の補てんの契約をする場合においては、その割合その他これに関する事項

二十二 信託契約の変更に関する事項

二十三 信託契約の変更に関する事項

二十四 信託契約の変更に関する事項

二十五 信託契約の変更に関する事項

二十六 信託契約の変更に関する事項

二十七 信託契約の変更に関する事項

二十八 信託契約の変更に関する事項

二十九 信託契約の変更に関する事項

三十 信託契約の変更に関する事項

三十一 信託契約の変更に関する事項

三十二 信託契約の変更に関する事項

三十三 信託契約の変更に関する事項

三十四 信託契約の変更に関する事項

三十五 信託契約の変更に関する事項

三十六 信託契約の変更に関する事項

三十七 信託契約の変更に関する事項

三十八 信託契約の変更に関する事項

三十九 信託契約の変更に関する事項

四十 信託契約の変更に関する事項

四十一 信託契約の変更に関する事項

四十二 信託契約の変更に関する事項

四十三 信託契約の変更に関する事項

四十四 信託契約の変更に関する事項

四十五 信託契約の変更に関する事項

四十六 信託契約の変更に関する事項

四十七 信託契約の変更に関する事項

四十八 信託契約の変更に関する事項

四十九 信託契約の変更に関する事項

五十 信託契約の変更に関する事項

五十一 信託契約の変更に関する事項

五十二 信託契約の変更に関する事項

五十三 信託契約の変更に関する事項

五十四 信託契約の変更に関する事項

五十五 信託契約の変更に関する事項

変更に係る計画を記載した書面」と、同条第二項中「信託財産の運用計画及び受益証券の発行計画」とあるのは「変更に係る信託財産の運用計画又は受益証券の発行計画」と読み替えるものとする。

第六条 受託者は、前条の規定により信託契約の変更について内閣総理大臣の承認を受けた場合には、直ちに、変更の内容及び変更について異議のある受益証券の権利者は一定の期間内にその異議を述べるべき旨を公告しなければならない。

第七条 受託者は、前項の期間内に異議を述べなかつた場合には、当該権利者は、その変更を承諾したものとみなす。

第八条 受託者は、前項の期間内に異議を述べなかつた場合には、当該請求に係る受益証券をその固有財産をもつて買い取らなければならない。

第九条 受託者は、前項の規定による請求があつた場合には、当該請求に係る受益証券をその固有財産をもつて買い取らなければならない。

第十条 受託者は、貸付信託に係る信託契約の取扱期間経過後遅滞なく、当該取扱期間中に発行した受益証券の種類及びその種類ごとの総額を内閣総理大臣に届け出でなければならない。

（委託者の権利義務の承継）

第十二条 受益証券を取得する者は、その取得により、当該受益証券に係る信託契約の委託者の権利義務を承継するものとする。この場合において、第八条第一項の規定は、委託者の権利の行使について準用する。

（受託者のによる受益証券の取得）

第十三条 受託者は、第六条第六項の規定による場合を除くほか、受益証券が発行の日から一年以上を経過している場合に限り、その固有財産をもつて時価により当該受益証券を買い取ることができる。

（記名式とすることができる。）

第十四条 受託者は、記号、番号、信託契約及び次に

掲げる事項を記載し、信託会社等を代表する役員が署名し、又は記名押印しなければならない。

（記名式の受益証券については、受益者の氏名又は名称）

第十五条 受益証券は、記号、番号、信託契約及び次に

記載する事項を記載し、信託会社等を代表する役員が署名し、又は記名押印しなければならない。

（記名式の受益証券については、受益者の氏名又は名称）

第十六条 受益証券は、無記名式とする。ただし、受益者の請求により記名式とすることができる。

（記名式の受益証券は、受益者の請求により無記名式とすることができる。）

この法律は、会社法の一部を改正する法律の
施行の日から施行する。
